

NPO法人八代市スポーツ協会八代市民体育祭運営助成金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、NPO法人八代市スポーツ協会（以下「本会」という。）が定款第6条第1号の団体（以下「競技団体」）に八代市民体育祭（以下「市民体育祭」という。）の各競技開催について、この運営助成金を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(運営助成金の交付額)

第2条 各競技団体への運営助成金の交付額は、八代市と本会が協議して算出した額とする。

(運営助成金の総額)

第3条 運営助成金の総額は、毎年度本会の予算で定める額の範囲内とする。

(事業報告書の提出)

第4条 各競技団体は、別に定める市民体育祭各競技実施（競技結果）報告書（様式第1号）及び市民体育祭各競技実施（収支精算）報告書（様式第2号）を速やかに会長に提出するものとする。

2 それぞれの報告書の提出期限は、競技結果報告書が、競技終了後14日以内とし、収支精算報告書は、競技終了後1ヶ月以内とする。

(運営助成金の交付時期)

第5条 各競技団体に対して交付する運営助成金は、開催日の属する前月の末日までに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は運営助成金の交付時期を変更することができる。

(運営助成金の使途の制限)

第6条 運営助成金は、競技団体が開催する市民体育祭の各競技実施(会場使用料、審判代、消耗品代等)のための経費にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

(運営助成金の返還)

第7条 会長は、運営助成金の交付を受けた競技団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の使用目的に違反した場合
- (2) 参加人数の報告を偽って報告した場合

(会計監査)

第8条 会長は、競技団体に交付した運営助成金の使途について必要と認めるときは、関係帳簿、その他必要と認める書類の提示を求め、競技団体の会計を監査することができる。

(変更等)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日一部改正。

八代市民体育祭各競技実施（競技結果）報告書

競技大会名	第 回 八代市民体育祭「 _____ 」競技					
開催期日・時間	令和 年 月 日（ 曜日） 午前・後 時 分～ 時 分					
開催場所	_____					
参加人員	一般社会人	男子（ 人）	女子（ 人）	小計	人	
	小学生	男子（ 人）	女子（ 人）	小計	人	
	中学生	男子（ 人）	女子（ 人）	小計	人	
	高校生	男子（ 人）	女子（ 人）	小計	人	
	大学生	男子（ 人）	女子（ 人）	小計	人	
	合計				人	
参加チーム数	一般社会人	男子（ チーム）	女子（ チーム）	小計	チーム	
	小学生	男子（ チーム）	女子（ チーム）	小計	チーム	
	中学生	男子（ チーム）	女子（ チーム）	小計	チーム	
	高校生	男子（ チーム）	女子（ チーム）	小計	チーム	
	大学生	男子（ チーム）	女子（ チーム）	小計	チーム	
	合計				チーム	
運営役員数	審判員（ 人） ・ 役員（ 人）					合計 人
結果・成績等	※開催要項、成績表など関係書類があれば添付してください。					

上記のとおり競技大会を終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

令和 年 月 日

競技団体名 _____

団体長（責任者）名 _____

⑩

NPO法人八代市体育協会 会長 様

八代市民体育祭各競技実施（収支精算）報告書

1. 競技大会名

第 回 八代市民体育祭 「 」 競技

2. 開催期日

令和 年 月 日（ 曜日）

3. 収支明細

項目	収入済額	摘要
運営助成金		NPO 法人八代市体育協会より
収入合計		

項目	支出済額	摘要
支出合計		

※支出を証明する領収書等の証拠書類を添付ください。

上記のとおり競技大会経費の精算を終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

令和 年 月 日

競技団体名 _____

団体長（責任者）名 _____ (印)

NPO 法人八代市体育協会 会長 様